

令和4年第5回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年5月25日 午後2時01分から午後4時25分
2. 開催場所 201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和4年第5回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 小島 保 委員 松永 貴夫

11. 議決事項及び議事の要領

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請1番について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、石井の柵です。地目は畑で、地積は606㎡です。
譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るため、売買による所有権移転です。
現地調査の結果、申請地には耕作に使用するものが置いてありましたが、農地として適正に管理されていました。
全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。
また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 勝呂地区 野口委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、坂戸市で約8haを耕作している法人です。申請地は、水稻を育てているビニールハウスの隣地にあり、経営する農地は適正に管理されていることから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 ご質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。
議案第17号農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第17号については許可と決定します。

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、紺屋の景台です。地目は畑で、地積は358㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。
現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。
農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号

に該当すると考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は紺屋の宮西です。地目は畑で、地積は1,480㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は資材置場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は若干草が伸びていましたが、おおむね適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第1種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については砂利敷による地下浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は、中小坂の前窪です。地目は畑で、地積は499㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は塚越の蔵ヶ谷戸です。地目は畑で、地積は356㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は、片柳の銭子町です。地目は田で、地積は105㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は長岡の上耕地、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計338㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は草が膝丈まで伸びている状態でしたが、転用に際して是正されることから、事務局では問題ないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番、2番 三芳野地区 栗原（昇）委員 3番 三芳野地区 中里委員
4番 勝呂地区 小島委員 5番 坂戸地区 松永委員
6番 入西地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番は、3月に農地法第5条の計画後の変更で審議し、許可をいただいた案件の申請になります。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件の譲受人については、令和2年に農地法第5条により敷地拡張を行っている法人です。譲渡人は高齢で、所有農地は貸付けており、自身での営農は行っていないため、農地を手放すことにしました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件の申請地は、3月に審議し、許可をいただいたものです。今回、譲受人を連名としたいため、再申請がありました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の譲渡人は、家庭菜園等で自家消費分のみ栽培している状態で、土地を手放すことにしました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 5番案件の申請地は、適正に管理されていました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 6番案件の申請地は、長い間耕作がされていない状況でした。周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 ご質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第18号は許可相当と決定します。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議長 議案第19号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は中小坂の前窪です。地目は畑で地積は460㎡です。当初事業計画者及び継承者は議案に記載のとおりです。変更の概要は事業の継承及び転用計画の変更で、転用目的は自己用住宅の建築です。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 中里委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 申請地は平成18年に自己用住宅として転用許可を受けましたが、事情により建築ができないまま、保全管理が行われていました。周辺の農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えられるため、小委員会では計画の変更はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 ご質疑等はございますか。

委員 所有権移転をした後に所有者が土地を売買することについて、事務局では、金銭を得るための売買であるかどうかの確認をしていますか。

事務局 事務局では、理由書等の確認により、売買によって差額の利益を得ることを目的とした申請ではないと判断しています。

委員 転用許可後の進捗状況について、事務局では確認を行っていますか。

事務局 申請者は、許可を受けた場合、3か月以内に進捗状況を報告するよう義務づけられています。事務局では、許可を受けた申請全件について、進捗状況の報告や工事完了届の提出を求めています。現地確認は行っていない状況です。

議長 では、採決を行います。
農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請は、承認相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第19号は許可相当と決定します。

議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議長 議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程し、議題といたします。

1番から2番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

生産緑地の買取り申出については、生産緑地法第10条第1項で、生産緑地に指定されてから30年経過後、第2項で、主たる従事者の死亡もしくは農業に従事することが不可能となる故障が生じた場合に行うことができるとされています。

なお、買取り申出をする場合、農業委員会による主たる従事者であった旨の証明書の添付が必要となります。

1番案件は、令和3年12月に主たる従事者が亡くなったため、片柳地内の生産緑地の買取り申出をするための証明願の申請がなされました。

2番案件は、令和4年2月に主たる従事者が亡くなったため、にっさい花みず木地内の生産緑地の買取り申出をするための証明願の申請がなされました。

現地については、両案件ともいつでも耕作可能な状態で適正に管理されており、申請については問題ないと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 坂戸地区 松永委員 2番 入西地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の主たる従事者は、農業に大変一生懸命な方で、申請地では、妻と一緒に畑を陸田にして、稲の栽培をしていました。主たる従事者は、今年の12月に亡くなっておりませんが、現地はいつでも作付けできるように管理されており、生産緑地として使用されていたことが確認できることから、小委員会では申請については問題ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番案件の申請地では、主たる従事者が高齢になっても営農しているのを拝見していました。主たる従事者は、今年の2月に亡くなっておりませんが、現地はいつでも作付けできるように管理されており、生産緑地として使用されていたことが確認できることから、小委員会では申請については問題ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ご質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。

議案第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願については、原案どおり証明することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。
よって、議案第20号は、原案どおり証明することに決定いたします。

議案第21号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第21号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

5月分の農用地利用権設定申出は、新規の一般分は20件、44筆で、面積は37,909㎡、新規の農地中間管理事業分は2件、4筆で、面積は3,183㎡です。

更新分は43件、102筆で、面積は91,531.72㎡です。合意解約は、一般分のみで1件、3筆、2,924㎡ですが、この解約については、農地中間管理事業を利用するために行うものです。

令和4年6月1日設定後の利用集積面積の算出に際しては、今回新規設定した農地中間管理事業分の契約始期が8月1日のため、今回は算入せず、3月に農地中間管理事業分として決定した分の契約始期が6月1日のため、今回算入し、合計3,052,524.94㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等がございますか。

ないようですので、採決を行います。

農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり決定します。

議案第22号 農地利用配分計画（案）に対する意見について

議長 議案第22号 農用地利用配分計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用配分計画（案）により説明】

農林公社が借り受けた農地を配分計画により借り受けるのは、坂戸市内の法人で、1筆、259㎡です。詳細については、資料のとおりです。これに対し坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いします。

議長 ご質疑等がございますか。

ないようですので、採決を行います。

議案第22号 農用地利用配分計画（案）に対する意見は、意見なしと決定し

たいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。
よって、議案第22号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

議案第23号 令和3年度最適化活動の評価（案）について及び議案第24号 令和4年度最適化活動の成果目標及び活動目標の設定（案）について

議長 議案第23号 令和3年度最適化活動の評価（案）について及び議案第24号 令和4年度最適化活動の成果目標及び活動目標の設定（案）については関連しますので一括上程し、議題といたします。
事務局より説明してください。

事務局 農業委員会は、運営の透明性を確保するため「農業委員会等に関する法律第37条」により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況をインターネット等により公表するものと定められているため、本議案を審議していただくものです。第23号議案は、前年度の目標に対する評価、第24号議案は、前年度の目標に対する評価をもとに、今年度の目標と活動計画を定めたものです。

（詳細については添付資料により説明）

議長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

委員 担当委員の活動日数目標について、例えば月に8日間活動するとなると、平均で週2日活動することになりますが、農作業等をしているとかなり難しいのではと思います。
また、活動日数の目標を達成できなかった場合はどうなりますか。

事務局 国からの説明では、1日中その活動に従事する必要はなく、農作業等を行うなかで活動した内容を1日分の活動としてよいこととしています。
目標を達成できなかった場合についてですが、1か月の間に一度も活動ができなかった委員がいる農業委員会には、農地利用最適化交付金は支給されません。また、1か月の間に活動日数が5日に満たなかった委員については、農地利用最適化交付金が支給されません。
なお、活動結果については、個人名を除き、公表することになっています。
委員の皆さんが今まで活動としてカウントしてこなかったものについても、積極的に活動記録に記入していただくようお願いします。

委員 活動内容は、農作業に出た時に圃場の確認だけした場合でも記入してよいのですか。

事務局 目標として「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」がありますので、それに関連付けたもので活動を行い、記入をしていただければと思います。

委員 私の担当する地区は、地域的には小さい農地が多くあり、所有者から貸したいという意向はよく耳にしますが、新規参入したい農業者が借りたいといわないような農地でも、公表する面積として報告してよいのですか。

また、遊休農地の緑区分の農地、黄色区分の農地とはどのような農地のことか教えてください。

事務局 「新規参入の促進」のための農地面積は、その規模の多寡に関わらず、活動記録に記入していただいて構いません。

遊休農地における緑区分の農地とは、草刈りをすれば、すぐに農地として利用できるもので、黄色区分の農地は、重機等を使って抜根等を行わないとすぐに農地として利用できないものや、進入路がないもの、変形し矮小なもの、飛び地であるものなど、利用しにくい農地のことです。

委員 新しい様式での活動記録の記入は6月からでよいですか。

事務局 国からは4月から記入をするようにと話がありました。大変お手数ですが、4月分から活動記録を記入していただくようお願いします。

また、活動記録の内容は、事務局や委員間で確認したいと思いますので、毎月活動記録セットをお持ちいただくようお願いします。

議長 では、採決を行います。議案第23号 令和3年度最適化活動の評価（案）について及び議案第24号 令和4年度最適化活動の成果目標及び活動目標の設定（案）については、原案のとおり決定したいと思いますので、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。

よって、議案第23号及び議案第24号は原案のとおり決定いたします。

報告第6号 専決処分の報告について

議長 報告第6号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出7件、第5条の農地転用届出4件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和4年第5回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年5月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員